

令和6年度第1回宍粟市地域公共交通会議次第

日時 令和6年6月27日(木) 午前10時～
場所 宍粟市役所4階402・403会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 委嘱状の交付
- 4 宍粟市地域公共交通会議委員の紹介……………1
- 5 宍粟市地域公共交通会議の趣旨説明……………3
- 6 宍粟市地域公共交通会議副会長及び監事の任命
- 7 議 事
 - (1) 令和7年度地域公共交通確保維持事業に係る地域公共交通計画別紙の提出について……………6
 - (2) 地域公共交通計画の軽微な変更の取り扱いについて
 - (3) 令和6年度宍粟市地域公共交通会議事業計画(案)について……………39
 - (4) 令和5年度宍粟市地域公共交通会議会計決算について……………40
 - (5) 令和6年度宍粟市地域公共交通会議会計予算(案)について……………42
- 8 報 告
 - (1) 路線バスの利用実績について……………43
 - (2) 三方繁盛つれてってカーの利用状況……………44
- 9 その他
- 10 閉 会

宍粟市地域公共交通会議委員名簿

任期 R6.6.27～R8.3.31

	所 属	役 職	氏 名	備考
1	宍粟市	宍粟市副市長	富田 健次	会長
2	住民代表	宍粟市連合自治会(山崎町連合自治会 代表)	山本 雅昭	新
3	住民代表	宍粟市連合自治会(一宮町連合自治会 代表)	小林 浩	新
4	住民代表	宍粟市連合自治会(波賀町連合自治会 代表)	上野 智也	新
5	住民代表	宍粟市連合自治会(千種町連合自治会 代表)	前田 高春	
6	住民代表	公募委員	中林久美子	新
7	住民代表	宍粟市老人クラブ連合会長	中谷 秀樹	新
8	住民代表	宍粟市社会福祉協議会事務局次長	春名 豊滋	
9	学識経験者	兵庫県立大学 教授	兒山 真也	
10	バス事業者代表	神姫バス(株) 姫路営業所長	清水 忠臣	
11	バス事業者代表	(株)ウイング神姫業務部長	日下部達也	新
12	バス事業者団体代表	公益社団法人兵庫県バス協会専務理事	新屋敷昭一	
13	タクシー事業者代表	西播タクシー協会宍粟支部長	出雲 聖士	
14	労働団体代表	(株)ウイング神姫労働組合山崎支部支部長	日下部吉彦	
15	道路管理者	国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所山崎維持出張所長	小山 雅弘	
16	道路管理者	兵庫県龍野土木事務所宍粟事業所道路担当課長	大村 泰三	新
17	公安委員会	宍粟警察署交通課長	半澤 英明	新
18	神戸運輸監理部	兵庫陸運部輸送部門 主席運輸企画専門官	木原 健太	新
19	兵庫県西播磨県民局	光都土木事務所所長補佐(企画調整担当)	大久保 豪	

宍粟市地域公共交通会議事務局名簿

所 属	役 職	氏 名	備考
市民生活部	部長	森 本 和 人	
市民生活部	次長	西 岡 公 敬	
市民生活部 まちづくり推進課	次長兼課長	中 尾 善 弘	
市民生活部 まちづくり推進課	副課長	前 田 裕 作	
市民生活部 まちづくり推進課	係長	徳 久 阪 朗	
市民生活部 まちづくり推進課	主査	藤 多 祐 太 朗	
健康福祉部 障がい福祉課	係長	西 家 侑 希	
一宮市民局 まちづくり推進課	主幹	橋 本 徹	
波賀市民局 まちづくり推進課	係長	山 内 英 樹	
千種市民局 まちづくり推進課	主事	田 中 大 貴	

■オブザーバー

所 属	役 職	氏 名	備考
兵庫県土木部	交通政策課 副課長兼地域交通班長	新 田 博 史	
(株)ウイング神姫	業務課課長	藤 本 直 人	
(株)ウイング神姫	山崎営業所長	上 山 英 則	

宍粟市地域公共交通会議規約

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域の実情に応じた持続可能な交通サービスの実現をめざし、住民代表、事業者及び行政等が協働し意見聴取又は必要な協議を行うため、宍粟市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 交通会議の事務所は、兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市役所内に置く。

(所掌事務)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項について意見聴取又は協議を行う。

- (1) 地域の実情に応じた地域交通のニーズの把握に関すること。
- (2) 地域における需要に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (3) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること。
- (4) 地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
- (5) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (6) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (7) 交通空白地輸送を行う自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

(組織)

第4条 交通会議は、次に掲げる委員をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 住民の代表
- (2) 学識経験者
- (3) バス、タクシー事業者及びそれらが組織する団体の代表
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (5) 道路管理者
- (6) 公安委員会
- (7) 神戸運輸監理部長又はその指名する職員
- (8) 兵庫県の関係職員
- (9) 宍粟市副市長
- (10) その他交通会議が必要と認める者

2 委員の任期は委嘱の日から翌年度の年度末までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 交通会議に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 監事 1人

2 会長は、宍粟市副市長とし、交通会議を代表し、その会務を総理する。

3 会長は、副会長及び監事を委員の中から任命する。

4 副会長は、会長を補佐して交通会議の業務を掌理し、会長不在の時は、会長の職務を代理する。

5 監事は、交通会議の会計監査を行う。

6 監事は、会計監査の結果を交通会議において報告する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により交通会議に出席できないときは、その委員の代わりの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。

4 交通会議の議決の方法は、原則として全会一致とするが、成立しない場合においては多数決とする。

5 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 交通会議は原則として公開とする。ただし、交通会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 前各項に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 交通会議において議決された事項については、交通会議の構成員はその結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第8条 交通会議に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第9条 第3条に掲げる事項について専門的な調査及び検討等を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、宍粟市公共交通担当課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 交通会議の経費は、必要に応じて負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算の編成及び現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第13条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年6月24日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年1月26日から施行する。

補助要綱規定事項一覧表

職 事 (1)

自治体名：兵庫県

計画名称：兵庫県地域公共交通計画

地域公共交通計画での記載箇所 (頁)	
<p>(第1号関係) 地域公共交通確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割</p>	<p>第6章 計画の目標 1 将来の地域公共交通ネットワーク (計画本体P55-P56)</p>
<p>(第2号関係) 上記を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性</p>	<p>第6章 計画の目標 1 将来の地域公共交通ネットワーク 表 補助対象路線の系統種別・必要性 (計画本体P57)</p>
<p>(第3号関係) 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要</p>	<p>第6章 計画の目標 1 将来の地域公共交通ネットワーク 表 補助対象路線の系統種別・必要性 (計画本体P57-P58)</p>
<p>(第4号関係) 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収入、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法</p>	<p>第6章 計画の目標 2 計画全体の数値目標 (計画本体P59～60) ・利用者数：評価指数1 (P59) ・収入：評価指数2 (P60) ・公的資金投入額：評価指数3 (P60) 第8章 計画の進捗評価 (計画本体P75)</p>

補助要綱第7条第1項に規定する事項

第6章 計画の目標

1 将来の地域公共交通ネットワーク

現在の本市の地域公共交通ネットワークを踏まえ、将来の地域公共交通ネットワークを以下のように示します。

項目	位置づけ	役割	具体的な路線
地域公共交通	大型バス (市内幹線)	市内の都市拠点と生活拠点を結び、市民の日常生活における移動を支える	<ul style="list-style-type: none"> ・大型バス (横山線・倉床線、戸倉線・皆木線・原線、エーガイヤ線、千種線)
	小型バス (地域支線)	市内の居住エリアから都市拠点もしくは生活拠点を結び、市民の日常生活を支える	<ul style="list-style-type: none"> ・循環バス (循環線) ・小型バス (戸原線、城下線、梯河東線、与位河東線、蔦沢線、大谷線、土万線、塩田線、染河内川西線、下三方線、戸倉線、谷今市線、水谷線、奥西山七野線、鷹巣線) ・三方繁盛つれてってカー
	広域バス・高速バス (広域幹線)	市域を越えて市民や来訪者の広域的な移動を支える	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸三宮～山崎 (高速バス) ・姫路駅前～林田・インター～山崎 ・姫路駅前～横関～山崎 ・姫路駅前～日赤病院前・四辻～山崎 ・山崎～新宮駅～ダイセル ・山崎～新宮駅 ・山崎～たつの ・その他ダイセル線
	個別送迎	個々の需要に対応	<ul style="list-style-type: none"> ・一般タクシー (3社)
その他	-	特定の需要に対応し、日常生活を支える	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールバス ・外出支援サービス ・介護タクシー

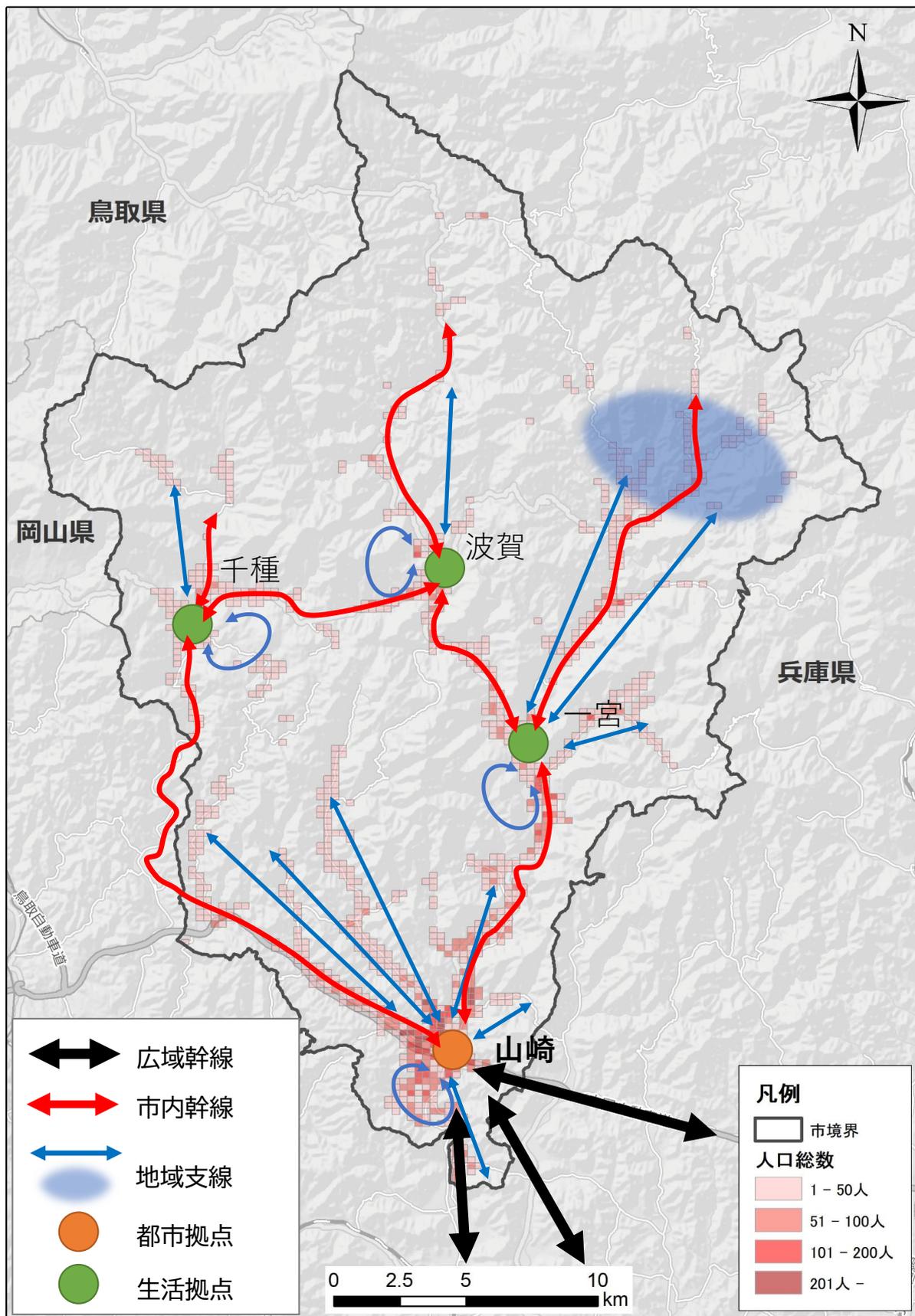


図 将来の地域公共交通ネットワークイメージ

【国の補助制度を活用した路線バスの維持】

本市では、現在市内で運行している路線バスや市外へ運行する路線バスにおいて、市の行政負担に加え、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金を活用して路線を維持しています。計画策定後も継続して地域内フィーダー系統、地域間幹線系統としての役割を担うことから、本計画で行政による支援を明確に位置づけます。

表 補助対象路線の系統種別・必要性

位置づけ	小型バス（地域支線）	大型バス（市内幹線） 広域バス・高速バス（広域幹線）
系統種別	地域内フィーダー系統	地域間幹線系統
対象路線	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所前～下宇原1 ・山崎～下比地 ・はりま一宮小学校前～いちのびあ～福知溪谷 ・皆木～上垣内 ・メイプル福祉センター～皆木 ・皆木～皆木 ・エーガイヤちくさ～内海口 ・エーガイヤちくさ～別所 ・エーガイヤちくさ～土井 ・エーガイヤちくさ～倉谷 ・エーガイヤちくさ～倉谷口 	<p>【神姫バス(株)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・姫路駅前～林田・インター～山崎 ・姫路駅前～横関～山崎 <p>【(株)ウイング神姫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山崎～新宮駅～ダイセル ・山崎～まほろばの湯～横山・倉床 ・山崎～皆木～エーガイヤちくさ
役割	55 ページ表内「役割」にて記載	55 ページ表内「役割」にて記載
路線維持や補助の必要性	いずれも市内の各地域から市内の交通拠点及び都市拠点である山崎に連結する役目を担う路線として、重要な役割を担っている。一方、交通事業者や市の努力のみでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持、確保が必要となる。	鉄軌道を有しない本市において、隣接する市町村間を結ぶ定期路線運行は、日常生活や観光において重要な役割を担っている。今後も継続的な運行が求められる中で交通事業者や県、市の努力のみでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持、確保が必要となる。
実施主体	(株)ウイング神姫	神姫バス(株)、(株)ウイング神姫
区分	4 条乗合	4 条乗合
運行態様	路線定期運行	路線定期運行

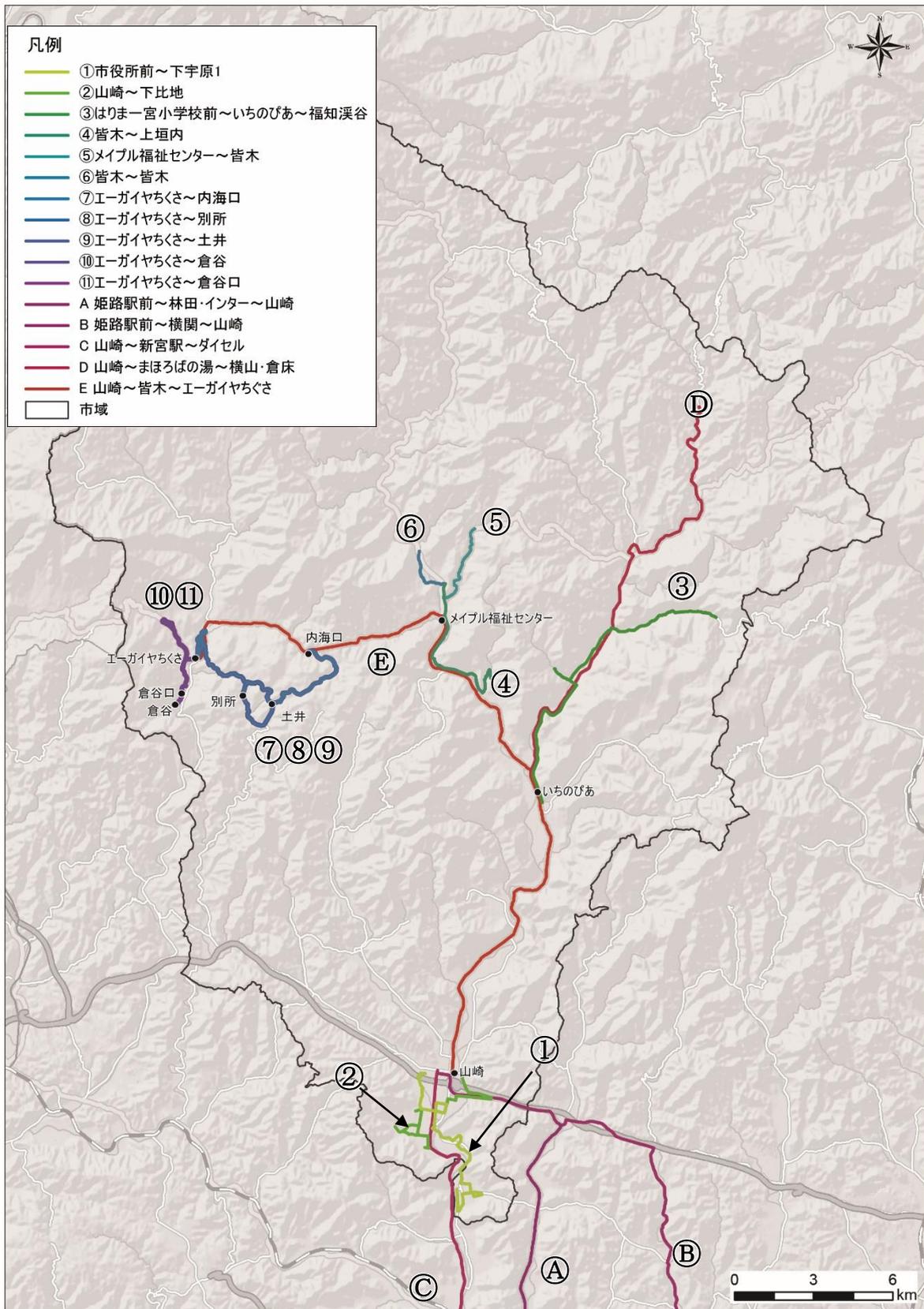


図 地域内フィーダー系統・地域間幹線系統の運行範囲

2 計画全体の数値目標

まちの将来像の実現をめざして取り組む施策の達成状況を総合的に評価・検証するために、計画全体の数値目標を以下のとおり設定します。

なお、目標値については、本計画で中間見直しを行う令和10（2028）年度と本計画の最終年度である令和15（2033）年度をそれぞれの目標値とし、達成状況の評価にあたっては、評価指標によって異なりますが、原則、毎年モニタリング調査を実施し、中間見直し時に目標値の検証を行います。

【目標1】：地域公共交通の利用者数を維持する

バスの利用者数は、平成27年の再編後、順調に増加していましたが、令和2年度以降、コロナ禍の影響を受けて大幅に減少しています。

しかし、令和5年度には、行動制限の解除を受けて回復傾向が続いていること、また、上位計画である市総合計画において、既にまちづくり指標として設定しており、毎年、実績値に対する検証と分析を行い、管理していることから、本計画においても、従来の計画値を目標値とします。

【評価指標1】バス利用者数

評価指標	現状値	中間評価値※4	目標値※5
大型バス利用者数 (年間)	206,518人※1	223,100人	223,100人
小型バス・循環バス利用者数	24,398人※1	31,600人	31,600人
三方繁盛つれてつてカー利用者数 (年間)	177人※2	240人	240人
広域バス・高速バス利用者数(年間)	614,063人※3	614,000人	614,000人

※1：令和5年度（令和4年10月～令和5年9月）の見込値。

※2：令和5年度（令和4年10月～令和5年9月）の実績値。

※3：令和5年度（令和4年10月～令和5年9月）の実績値で、(株)ウイング神姫及び神姫バス(株)が運営している、市外に運行する広域バス・高速バスの合計利用者数。

※4：令和10年度（令和9年10月～令和10年9月）の値であり、宍粟市総合計画後期基本計画に記載の値。

※5：令和15年度（令和14年10月～令和15年9月）の値であり、宍粟市総合計画後期基本計画に記載の値。

【目標2】：地域公共交通の収支を維持する

地域公共交通ネットワークを維持するために、路線ごとの収支率の維持、もしくは改善をめざします。

【評価指標2】路線ごとの収支率

評価指標	現状値※1	中間評価値※2	目標値※3
市内を運行する地域公共交通の収支率 (年間)	15.2%	15.2%	15.2%

※1：令和5年度（令和4年10月～令和5年9月）の見込値。

※2：令和10年度（令和9年10月～令和10年9月）の値。

※3：令和15年度（令和14年10月～令和15年9月）の値。

【目標3】：財政負担を維持する

地域の人口減少が見込まれる中で、地域公共交通ネットワークの維持にかかる財政負担が新たな市民負担とならないように、市の地域公共交通に対する負担水準の維持に努めます。

【評価指標3】財政負担の維持

評価指標	現状値※1	中間評価値※2	目標値※3
市が地域公共交通に対して負担している補助額	145,000千円	現状値を維持	現状値を維持
【参考】人口将来推計から見る市民一人当たりの負担額	4,400円	4,900円	5,500円

※1：令和5年度（令和4年10月～令和5年9月）の見込値。

※2：令和10年度（令和9年10月～令和10年9月）の値。

※3：令和15年度（令和14年10月～令和15年9月）の値。

【目標4】：市民に地域公共交通の利用を促す

市民に地域公共交通を利用してもらうため、市民が地域公共交通に触れることのできる機会を多く設けることで、地域公共交通に対する意識醸成を行います。

【評価指標4】地域公共交通の利用促進

評価指標	現状値※1	中間評価値※2	目標値※3
しーたんバス時刻表の発行部数	全戸配布	全戸配布	全戸配布
路線バスの乗車体験イベントの実施	-	4回/年	4回/年

※1：令和5年度（令和4年10月～令和5年9月）の値。

※2：令和10年度（令和9年10月～令和10年9月）の値。

※3：令和15年度（令和14年10月～令和15年9月）の値。

第8章 計画の進捗評価

本計画を実行するにあたって、施策・事業の実施状況及び目標の達成状況を定期的に確認し、本計画の進捗を適正に管理する必要があります。また社会・経済情勢等の変化に柔軟に対応し、必要に応じた施策や目標の見直しを行うことも考慮する必要があります。

そこで、本計画を着実かつ効率的に推進するため、PDCA サイクルに基づく検証、見直しを行います。

なお、本計画の推進にあたっては、「宍粟市地域公共交通会議」が行い、会議内で計画の評価、検証を行うとともに、「地域」「交通事業者」「行政」等の意見交換を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。

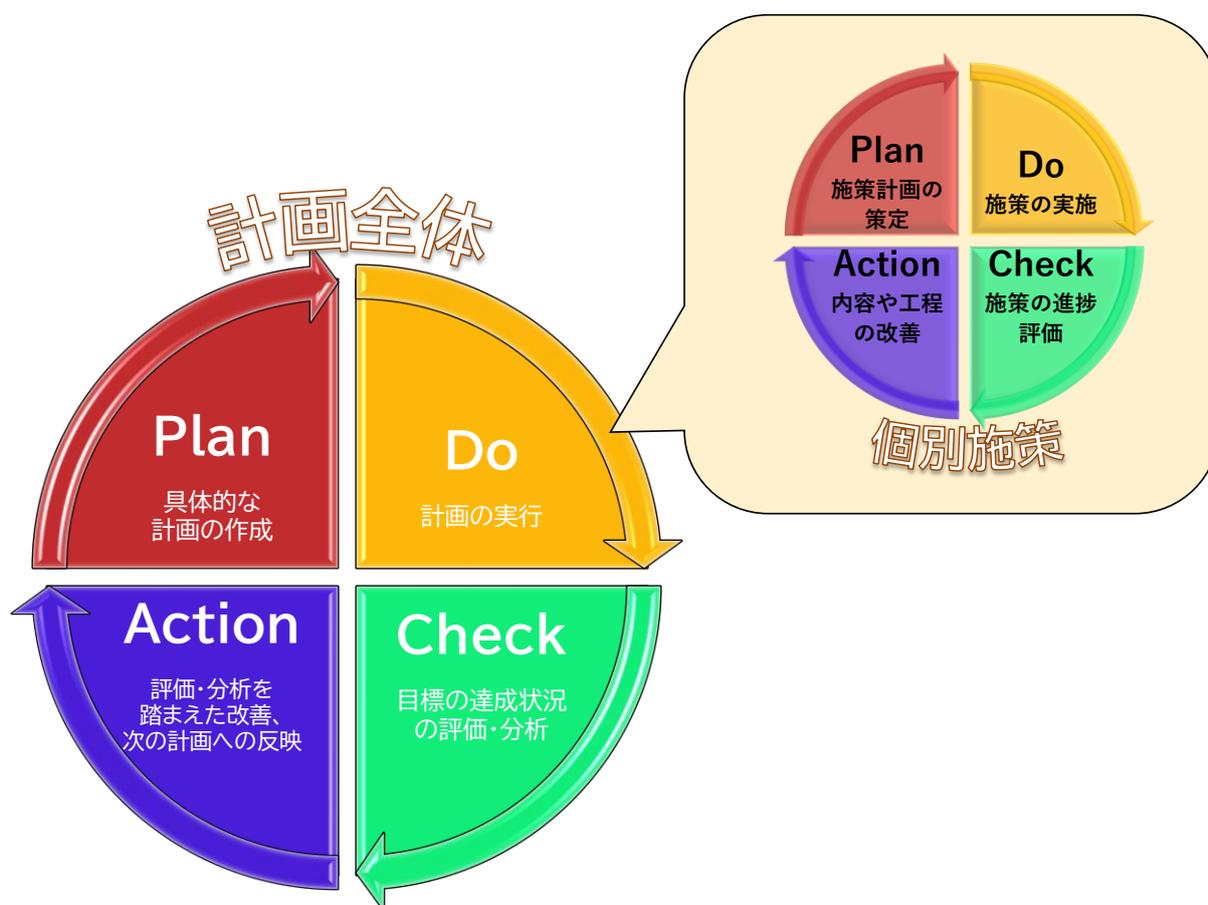


図 本計画における PDCA サイクルのイメージ

様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

宍市ま第 号
令和 6 年 6 月 28 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 兵庫県宍粟市地域公共交通会議
住 所 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6
代表者氏名 会長 富田 健次

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、
関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和6年6月 日

（名称）宍粟市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性															
<p>鉄軌道を有しない本市において、現在、市民の移動手段は自家用車に大きく依存しているが、少子高齢化や人口減少が進む中、今後、交通弱者が増加することが見込まれている。</p> <p>そのような中、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域と市内外の施設を結ぶ地域公共交通網が必要である。市内外を運行する地域公共交通としては、主に大型バスと広域バスの路線である地域間幹線系統と、幹線に接続して市内の拠点を結ぶ小型バス路線の地域支線がある。</p> <p>隣接する市町間を結ぶ地域間幹線系統の定期路線運行は、通勤通学をはじめとした日常生活における利用や観光において重要な役割を担っており、地域支線は、市内の各地域から市内の交通拠点及び都市拠点である山崎に連結する役目を担う路線として、また元気な高齢者の移動手段として、重要な役割を担っている。</p> <p>いずれの路線も今後も継続的な運行が求められる中で交通事業者や県、市の努力のみでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持、確保が必要となる。</p>															
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果															
（1）事業の目標															
バスの利用人数を評価指数とし、目標値として次のとおり設定する。															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>運行系統名</th> <th>R7バス利用人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山崎～横山</td> <td>68,000人</td> </tr> <tr> <td>山崎～ダイセル</td> <td>86,000人</td> </tr> <tr> <td>山崎～エーガイヤちくさ</td> <td>56,000人</td> </tr> <tr> <td>姫路駅～林田・インター～山崎</td> <td>300,000人</td> </tr> <tr> <td>姫路駅～横関～山崎</td> <td>161,000人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>616,000人</td> </tr> </tbody> </table>	運行系統名	R7バス利用人数	山崎～横山	68,000人	山崎～ダイセル	86,000人	山崎～エーガイヤちくさ	56,000人	姫路駅～林田・インター～山崎	300,000人	姫路駅～横関～山崎	161,000人	合計	616,000人	
運行系統名	R7バス利用人数														
山崎～横山	68,000人														
山崎～ダイセル	86,000人														
山崎～エーガイヤちくさ	56,000人														
姫路駅～林田・インター～山崎	300,000人														
姫路駅～横関～山崎	161,000人														
合計	616,000人														
（2）事業の効果															
<p>①地域住民の通勤通学等の日常生活を支える移動手段の確保</p> <p>②定額運賃による利便性の向上（市内路線）</p> <p>③隣接する市町間での公共交通ネットワークの維持</p>															
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体															
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者から直接要望を聞くことや地元自治会長から意見を聴取した結果をもとに、利便性向上のためにダイヤや路線の見直しの実施（市・事業者） ・公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成、および市内全戸配布（市・事業者） ・沿線地域でのバスの乗り方教室の実施（市・事業者） ・自転車の積載可能なラックバスを活用して揖保川上流から自転車下りを実施予定。市内周遊と併せてバスの利用促進を図る。（事業者） 															
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者															
表1のとおり。															
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額															

<p>表2を添付。 地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る各路線について、その運行に係る費用に対し、中央市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額を、系統キロ程に対する中央市のキロ程の割合に応じて負担することとしている。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<p>利用者数について、数値指標によるモニタリング・評価を実施する。</p>
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】</p>
<p>「地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組内容（R7年度）」に記載のとおり</p>

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
各事業者が運行の用に供する車両については、法定耐用年数5年を大幅に上回る年数を超えて使用されており、安心安全な運行のためにも早急な買い替えが必要となっている。また、新型車両は、ノンステップ型車両であるため、高齢者や身体障がい者の方でも安心して利用できるユニバーサルデザイン車両導入の促進に繋がることや、環境性能の向上も期待できることから、環境に配慮した地域公共交通の推進にも繋がる。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
支援する車両の台数は次のとおり ①神姫バス 6台 ②ウイング神姫 1台
(2) 事業の効果
①ノンステップ型車両の導入による高齢者や身体障がい者の方でも安心して利用できる交通環境の整備。 ②環境に配慮した車両の導入により環境にやさしいまちづくりの実現。
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
表6を添付。 なお、地域公共交通確保維持事業によって運行を維持する路線の車両の取得について、令和7年度は神姫バスが購入した車両6台の減価償却費26,400,000円とウイング神姫が購入した車両1台の減価償却費4,400,000円から国庫補助金を差し引いた差額分を宍粟市内で運行するキロ程で按分して算出した金額を補助金として運行事業者へ負担することとしている。
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年6月28日（R5第1回）R6フィーダー計画の協議、地域公共交通計画の策定について ・ 令和5年10月28日（R5第2回）地域公共交通計画の策定について ・ 令和6年1月31日（R5第3回）事業評価の協議、地域公共個通計画の策定について ・ 令和6年3月4日（書面協議）地域公共交通計画の承認 ・ 令和6年3月21日（書面）地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について周知 ・ 令和6年6月27日（R6第1回）R7地域公共交通計画及び計画別紙の協議
19. 利用者等の意見の反映状況
<p>会議に住民代表として公募委員のほか、各町連合自治会や老人クラブ連合会、社会福祉協議会より各々1名に参画いただき、利用者等の意見を反映している。</p> <p>また、地域自治会との調整、利用者の意見聴取やバス乗務員への聞き取りを実施し見直しの参考にしている。</p>

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133-6

（所 属）宍粟市役所市民生活部

まちづくり推進課

（氏 名）藤多 祐太郎

（電 話）0790-63-3123

（e-mail）machizukuri-ka@city.shiso.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)
 ※令和8年度、令和9年度については、令和7年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する国庫補助額 (千円)	特例措置
宍粟市	神姫バス株式会社	(2) 姫路駅前～林田・イン ター～山崎	4,588.0	
		(5) 姫路駅前～横関～山崎	1,846.0	
	(2) 山崎～横山	5,856.5		
	株式会社ウイング神姫	(3) 山崎～ダイセル	674.5	
		(4) 山崎～エーガイヤちく さ	69,170	
合 計				

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. たたし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合には、その旨を記載することとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名 神姫バス株式会社

R7

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	9,255,516千円	営業外収益	20,953千円	経常収益(イ)	9,276,469千円
	営業費用	10,699,346千円	営業外費用	8,954千円	経常費用(ロ)	10,708,300千円
	営業損益	△ 1,443,830千円	営業外損益	11,999千円	経常損益	△ 1,431,831千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	23,543,645.0 km				経常収支率	86.62 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	8,519,275千円	営業外収益	19,431千円	経常収益(イ')	8,538,706千円
	営業費用	10,367,750千円	営業外費用	11,512千円	経常費用(ロ')	10,379,262千円
	営業損益	△ 1,848,475千円	営業外損益	7,919千円	経常損益	△ 1,840,556千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	23,751,397.0 km				経常収支率	82.26 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	7,832,145千円	営業外収益	22,917千円	経常収益(イ'')	7,855,062千円
	営業費用	10,221,334千円	営業外費用	14,540千円	経常費用(ロ'')	10,235,874千円
	営業損益	△ 2,389,189千円	営業外損益	8,377千円	経常損益	△ 2,380,812千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	23,593,051.0 km				経常収支率	76.74 %

(補助対象事業者の「基準期間[※]」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
北近畿	433円.85銭	436円.99銭	454円.82銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ハ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
北近畿	441円.88銭	416円.27銭	416円.27銭	394円.01銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

神姫バス株式会社

R7

補助 ブロック 名	申請 番号	特 例 措 置	運 行 系 統 名	運行系統			計 画 運 行 日 数	計 画 運 行 回 数 ()	計 画 平 均 乗 車 密 度	計 画 輸 送 量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキ ロ程	系統キロ程と地 域公共交通再編 事業を実施する 区域におけるキ ロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府 県外乗入部分のキロ程	他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線との競合 率	補助ブロック外 乗入部分、同一 補助ブロック都 道府県外乗入部 分及び他路線と の競合部分以外 のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ+ ル))÷チ=ヲ			
				起 点	主 な 経 由 地	終 点					チ	オ					リ	ヌ			ル	チ	
2			姫路駅前～林 田・インター～山 崎	姫路駅前	林田・インター	山崎	365日	5,936.5回 (16.2回)	5.3	85.8人	往31.0km	(平均)	(平均)	オ÷チ=ク	リ	ヌ	ル	(平均)	(平均)	%	%		
				復30.9km	30.9km	往25.5km					復25.4km	25.4km										100.000	
				往31.0km							往1.4km											1.4km	82.200
				復30.9km	30.9km	復1.4km					1.4km	4.530											
たつの市										往31.0km			往4.1km		4.1km								
										復30.9km	30.9km	復4.1km	4.1km	13.268									
宍粟市										往31.0km			往26.8km		26.8km								
										復30.9km	30.9km	復26.8km	26.8km	86.731									
5			姫路駅前～横 関～山崎	姫路駅前	横関	山崎	365日	2,665.5回 (7.3回)	5.6	40.8人	往30.9km	(平均)	(平均)	オ÷チ=ク	リ	ヌ	ル	(平均)	(平均)	%	%		
				復30.9km	30.9km	往26.8km					復26.8km	26.8km										100.000	
				往30.9km							往4.1km											4.1km	86.731
				復31.0km	30.9km	復4.1km					4.1km	13.268											
宍粟市										往30.9km			往4.1km		4.1km								
										復31.0km	30.9km		復4.1km	4.1km	13.268								

神姫バス株式会社

R7

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ)÷チニヲ)	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象系統の経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間							
						経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'ニマ'=d	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'ニマ'=e	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'ニマ'=f					
2			100.000%	369,225.3km	153,697,415円	225円.89銭	81,112,654円	416,296.7 km	194円.84銭	93,514,484円	414,308.4 km	225円.71銭	100,384,899円	390,386.4 km	257円.14銭	83,404,303円	70,293,112円	69,163,836円	69,163,836円
5			100.000%	165,042.6km	68,702,283円	247円.66銭	36,769,192円	168,844.5 km	217円.76銭	40,073,391円	161,403.9 km	248円.28銭	44,706,610円	161,415.8 km	276円.96銭	40,874,450円	27,827,833円	30,916,027円	27,827,833円

神姫バス株式会社

R7

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ヲ'=ツ'	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ヲ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数/①計画運行回数=ホ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合									
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要	
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合		
2			69,163,836円	69,163,836円		69,163 千円	34,581.5千円	79,748,972円	45,167,472円										
	姫路市		56,852,673円	69,163,836円		56,852 千円	28,426.0千円	65,553,654円	37,127,661円	2,842,600円	7.7%	25,583,400円	68.9%			8,701,661円	23.4%		
	たつの市		3,133,121円	69,163,836円		3,133 千円	1,566.5千円	3,612,628円	2,046,086円	156,650円	7.7%	1,409,850円	68.9%			479,586円	23.4%		
	兵庫県		9,176,657円	69,163,836円		9,176 千円	4,588.0千円	10,581,093円	5,992,820円	458,800円	7.7%	4,129,200円	68.9%			1,404,820円	23.4%		
5			27,827,833円	27,827,833円		27,827 千円	13,913.5千円	32,054,574円	18,141,074円										
	姫路市		24,135,357円	27,827,833円		24,135 千円	12,067.5千円	27,801,252円	15,733,934円	1,206,750円	7.7%	10,860,750円	69.0%			3,666,434円	23.3%		
	兵庫県		3,692,196円	27,827,833円		3,692 千円	1,846.0千円	4,253,000円	2,406,957円	184,600円	7.7%	1,661,400円	69.0%			560,957円	23.3%		

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	株式会社ウイング神姫
------	------------

令和7年

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	505,988 千円	営業外収益	1,865 千円	経常収益(イ)	507,853 千円	
	営業費用	1,400,582 千円	営業外費用	1,941 千円	経常費用(ロ)	1,402,523 千円	
	営業損益	▲ 894,594 千円	営業外損益	▲ 76 千円	経常損益	▲ 894,670 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	4,915,762.2 km					経常収支率	36.20%

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	212,011 千円	営業外収益	2,036 千円	経常収益(イ)	214,047 千円	
	営業費用	599,132 千円	営業外費用	1,340 千円	経常費用(ロ)	600,472 千円	
	営業損益	▲ 387,121 千円	営業外損益	696 千円	経常損益	▲ 386,425 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	2,138,109.5 km					経常収支率	35.64%

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業						
	営業収益	189,847 千円	営業外収益	6,767 千円	経常収益(イ)	196,614 千円	
	営業費用	591,529 千円	営業外費用	315 千円	経常費用(ロ)	591,844 千円	
	営業損益	▲ 401,682 千円	営業外損益	6,452 千円	経常損益	▲ 395,230 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	2,180,213.3 km					経常収支率	33.22%

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度) ロ÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間) ロ÷ハ=c
北近畿	271円.46銭	280円.84銭	285円.31銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = 二	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 二とホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
北近畿	279円.20銭	416円.27銭	279円.20銭	103円.31銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車密度 ②	計画輸送量 ①×②=③	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率	補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程	他路線との競合部分に係るキロ程		他路線との競合率 ル÷チ	補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ+ル))÷チ=ヲ		
				起点	主な経由地	終点				往 . Km (平均)	復 . Km			リ	ヌ		ル					
2	無	無	山崎横山	山崎	山崎	横山	362 日	2,652.回	3.2	23.3	往31.8km 復31.8km	31.8km	往 . Km (平均) 復 . Km	%	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	0%	100%
				山崎	新宮・龍野	ダイセル	362 日	2,873.回	3.0	23.7	往29.6km 復29.6km	29.6km	往 . Km 復 . Km	%	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	0%	100%
3	無	無	山崎ダイセル	山崎	新宮・龍野	ダイセル	362 日	2,873.回	3.0	23.7	往29.6km 復29.6km	29.6km	往 . Km (平均) 復 . Km	%	往0.0km 復0.0km	0.0km	往3.8km 復3.8km	3.8km	往0.0km 復0.0km	0.0km	0%	12.837
				山崎	新宮・龍野	ダイセル	362 日	2,873.回	3.0	23.7	往29.6km 復29.6km	29.6km	往 . Km (平均) 復 . Km	%	往0.0km 復0.0km	0.0km	往17.9km 復17.9km	17.9km	往0.0km 復0.0km	0.0km	0%	60.472
4	無	無	山崎	山崎	新宮・龍野	ダイセル	362 日	2,873.回	3.0	23.7	往29.6km 復29.6km	29.6km	往 . Km (平均) 復 . Km	%	往0.0km 復0.0km	0.0km	往3.5km 復3.5km	3.5km	往0.0km 復0.0km	0.0km	0%	11.824
				山崎	新宮・龍野	ダイセル	362 日	2,873.回	3.0	23.7	往29.6km 復29.6km	29.6km	往 . Km (平均) 復 . Km	%	往0.0km 復0.0km	0.0km	往4.4km 復4.4km	4.4km	往0.0km 復0.0km	0.0km	0%	14.864
4	無	無	山崎	山崎	皆木	エーガイヤ	362 日	2,044.回	3.7	20.7	往37.7km 復37.7km	37.7km	往 . Km 復 . Km	%	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	0%	100%

補助ブロック名	申請番号	特例措置	補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率 (チー(リ+ヌ))÷チ=マ'	計画実車走行キロ ワ	補助対象経常費用の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象経常収益の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常費用から経常収益を控除した額 カ-ヨ=タ	補助対象経費の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額 ソ	
						基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間(R5)							
						経常収益ヤ"	実車走行キロマ"	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ"÷マ"=d	経常収益ヤ'	実車走行キロマ'	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ'÷マ'=e	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益ヤ÷マ=f					
	2	無	100%	170,140.8km	47,503,311円	63円.94銭	13,983,442円	185,902.4km	75円.21銭	12,062,974円	185,495.8km	65円.03銭	9,533,290円	184,737.0km	51円.60銭	10,878,802円	36,624,509円	21,376,489円	21,376,489円
	3	無	100%	165,281.6km	46,146,622円	142円.62銭	19,812,415円	139,830.4km	141円.68銭	20,056,730円	139,712.0km	143円.55銭	20,035,328円	140,452.0km	142円.64銭	23,572,461円	22,574,161円	20,765,979円	20,765,979円
	4	無	100%	154,162.4km	43,042,142円	53円.47銭	8,120,059円	154,811.8km	52円.45銭	8,643,611円	154,937.1km	55円.78銭	7,995,530円	153,195.3km	52円.19銭	8,243,063円	34,799,079円	19,368,963円	19,368,963円

補助ブロック名	申請番号	特例措置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの ソ×ラ=ツ	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの ソ×ヲ'=ツ'	計画平均乗車密度が5人未満の路線 ツ×みなし運行回数÷①計画運行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
	2	無	21,376,489円	21,376,489円	11,713,144円	11,713千円	5,856.5千円	36,624,509円	30,768,009円	10,256,000円	33%	20,512,000円	67%	円	%	9円	0%	
	3	無	20,765,979円	20,765,979円	10,514,419円	10,514千円	5,257.0千円	22,574,161円	17,317,161円	11,544,000円	67%	5,772,000円	33%	円	%	1,161円	0%	
		宍粟市	2,665,728円	20,765,979円	1,349,735円	1,349千円	674.5千円	2,897,845円	2,223,345円	1,482,000円	67%	741,000円	33%	円	%	345円	0%	
		たつの市	12,557,602円	20,765,979円	6,358,279円	6,358千円	3,179.0千円	13,651,046円	10,472,046円	6,981,000円	67%	3,490,000円	33%	円	%	1,046円	0%	
		太子町	2,455,369円	20,765,979円	1,243,224円	1,243千円	621.5千円	2,669,168円	2,047,668円	1,365,000円	67%	682,000円	33%	円	%	668円	0%	
		姫路市	3,086,655円	20,765,979円	1,562,863円	1,562千円	781.0千円	3,355,423円	2,574,423円	1,716,000円	67%	858,000円	33%	円	%	423円	0%	
	4	無	19,368,963円	19,368,963円	13,834,973円	13,834千円	6,917.0千円	34,799,079円	27,882,079円	9,294,000円	33%	18,588,000円	67%	円	%	79円	0%	

表6 車両の取得計画の概要

都道府県 (市区町村)	バス事業者等名	補助対象車両数	車両減価償却等に要する国庫補助額(千円)
兵庫県 宍粟市	神姫バス株式会社	6	1,069
	株式会社ウイング神姫	1	1,551

地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組内容(令和7年度)

協議会等名	申請番号	運行系統名	起点	主な経由地	終点	地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組		実施主体と実施時期
						計画	取組実績	
宍粟市地域公共交通会議	2	姫路駅前～林田・山崎インター～山崎	姫路駅前	林田 山崎インター	山崎	①沿線の病院への通院を考慮したダイヤ設定による利用取り込みの継続 ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ③「バス旅ひょうご」をはじめとする観光需要を取り込む施策の実施。多言語化に対応可能なアプリケーション「Mobers」を通じた路線バス電子乗車券の販売による利用促進 ④並走路線の再編による需要の集約検討 ⑤沿線の学校へのモビリティ・マネジメントによる利用促進 <定量的な効果目標> 上記の取組みにより、収支改善率1%以上を目標とする。		①神姫バス株式会社 ②神姫バス株式会社 ③神姫バス株式会社 ④神姫バス株式会社 ⑤姫路市・神姫バス株式会社 <実施時期> 左記の取組は通年での実施を予定する。⑤など対外的な調整が必要な案件は、実施の目的が立ち次第とする
	5	姫路駅前～横関～山崎	姫路駅前	横関	山崎	①沿線の通学需要に対応したダイヤ設定による利用取り込みの継続 ②バスロケーションシステムやICカード利用データを用いた、需要に応じた運行計画の見直しの検討 ③並走路線の再編による需要の集約検討 ④「バス旅ひょうご」をはじめとする観光需要を取り込む施策の実施。多言語化に対応可能なアプリケーション「Mobers」を通じた路線バス電子乗車券の販売による利用促進 ⑤沿線の学校へのモビリティ・マネジメントによる利用促進 ⑥姫路市・市内の店舗とのサイクル&バスライドの取組みを通じた利用促進 <定量的な効果目標> 上記の取組みにより、収支改善率1%以上を目標とする。		①神姫バス株式会社 ②神姫バス株式会社 ③神姫バス株式会社 ④神姫バス株式会社 ⑤姫路市・神姫バス株式会社 ⑥姫路市・神姫バス株式会社 <実施時期> 左記の取組は通年での実施を予定する。⑤など対外的な調整が必要な案件は、実施の目的が立ち次第とする

事業者名	株式会社ウイング神姫
------	------------

地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組内容(R7年度)

協議会等名	申請番号	運行系統名	起点	主な経由地	終点	地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組		備考
						計画	取組実績	
宍粟市地域公共交通会議	2	山崎～横山	山崎	曲里・まほろばの里	横山	<p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車の積載可能なラックバスを活用して揖保川上流から自転車下りを実施予定。市内周遊と併せてバスの利用促進を図る。 ・他の系統の利用実態にあわせて系統再編を行い収支の改善を図る。 <p>【実施主体】 バス事業者、宍粟市</p> <p>【実施時期】 令和6年10月～</p> <p>【効果目標】 上記の取組みにより、収支改善率1%以上を目標とする。</p>		<p>【現在の検討状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①貨客混載:該当無 ②路線再編:可 ③混乗化:該当無 ④観光利用:可
	3	山崎～ダイセル	山崎	新宮・龍野	ダイセル	<p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿線のJR網干駅・播磨新宮駅及び山崎バスターミナルにおけるJR及びバス接続向上の為に、JRダイヤ改正に合わせて時刻改正を実施する。 ・姫新線利用促進活性化同盟会との連携による乗継ガイド及びたつの市おでかけ時刻表を活用し利用促進を図る。 <p>【実施主体】 バス事業者、沿線市町</p> <p>【実施時期】 令和6年10月～</p> <p>【効果目標】 上記の取組みにより、収支改善率1%以上を目標とする。</p>		<p>【現在の検討状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①貨客混載:該当無 ②路線再編:可 ③混乗化:該当無 ④観光利用:可
	4	山崎～エーガイヤ千種	山崎	皆木	エーガイヤ千種	<p>【取組内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の系統の利用実態にあわせて系統再編を行い収支の改善を図る。 <p>【実施主体】 バス事業者、宍粟市</p> <p>【実施時期】 令和6年10月～</p> <p>【効果目標】 上記の取組みにより、収支改善率1%以上を目標とする。</p>		<p>【現在の検討状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①貨客混載:該当無 ②路線再編:可 ③混乗化:該当無 ④観光利用:可

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名	神姫バス株式会社
------	----------

1. 車両取得の概要

2年目以降(令和 7 年度)		確保維持費国庫補助金申請番号	
補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	申請番号
北近畿	1～6	姫路駅前～青山西～龍野 姫路駅前～林田・インター～山崎 姫路駅前～横関～山崎 姫路駅前～横関～荒木	第1・2・5・20号 第1・2・6・23号

【購入車両減価償却費】
○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価格(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ノとオのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	計画額(千円)	*残存価格(円)
1	15,000,000	11,000,000	4,400,000	0	4,400,000	6,396,276	4,400,000	12	4,400,000	2,200.0	6,600,000
2	15,000,000	11,000,000	4,400,000	0	4,400,000	6,396,276	4,400,000	12	4,400,000	2,200.0	6,600,000
3	15,000,000	11,000,000	4,400,000	0	4,400,000	6,396,276	4,400,000	12	4,400,000	2,200.0	6,600,000
4	15,000,000	11,000,000	4,400,000	0	4,400,000	6,396,276	4,400,000	12	4,400,000	2,200.0	6,600,000
5	15,000,000	11,000,000	4,400,000	0	4,400,000	6,396,276	4,400,000	12	4,400,000	2,200.0	6,600,000
6	15,000,000	11,000,000	4,400,000	0	4,400,000	6,396,276	4,400,000	12	4,400,000	2,200.0	6,600,000
計	90,000,000	66,000,000	26,400,000	0	26,400,000	38,377,656	26,400,000		26,400	13,200	39,600,000

【車両購入金融費用】
○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	Eと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
					E	7	7 × 1/2 = 3.5	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
M+7	K+S
26,400	13,200

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	都道府県		市区町村		負担者とその負担割合		「その他の者」の 具体的概要
	負担額	負担割合	負担額	負担割合	事業者自己負担 負担額	負担割合	
北近畿	1,320,000円	10%	11,880,000円	90%			
合計	1,320,000円		11,880,000円				

表7 車両の取得を行う事業者(車両減価償却費等国庫補助金)

事業者名 株式会社ウイング神姫

2年目以降(令和 7 年度)

補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金申請番号	
			当該年度	初年度
北近畿	2	山崎～曲里～横山	2	2
	3	山崎～ダイセル	3	3
	4	山崎～皆木～エーガイヤ	4	4

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定率法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額(円)	特別償却額(円)	償却限度額(円)	事業者償却額(円)	ととのうち少ない方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費(円)	計画額(千円)	*残存価格(円)
1	15,000,000	11,000,000	4,400,000	0	4,400,000	4,400,000	4,400,000	12	4,400,000	2,200,000.0	6,600,000
									$ク \times ヤ \div 1.2$ (月) = $マ$ (最終年度) $ク = マ$	$マ \times 1/2 = 4$	

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

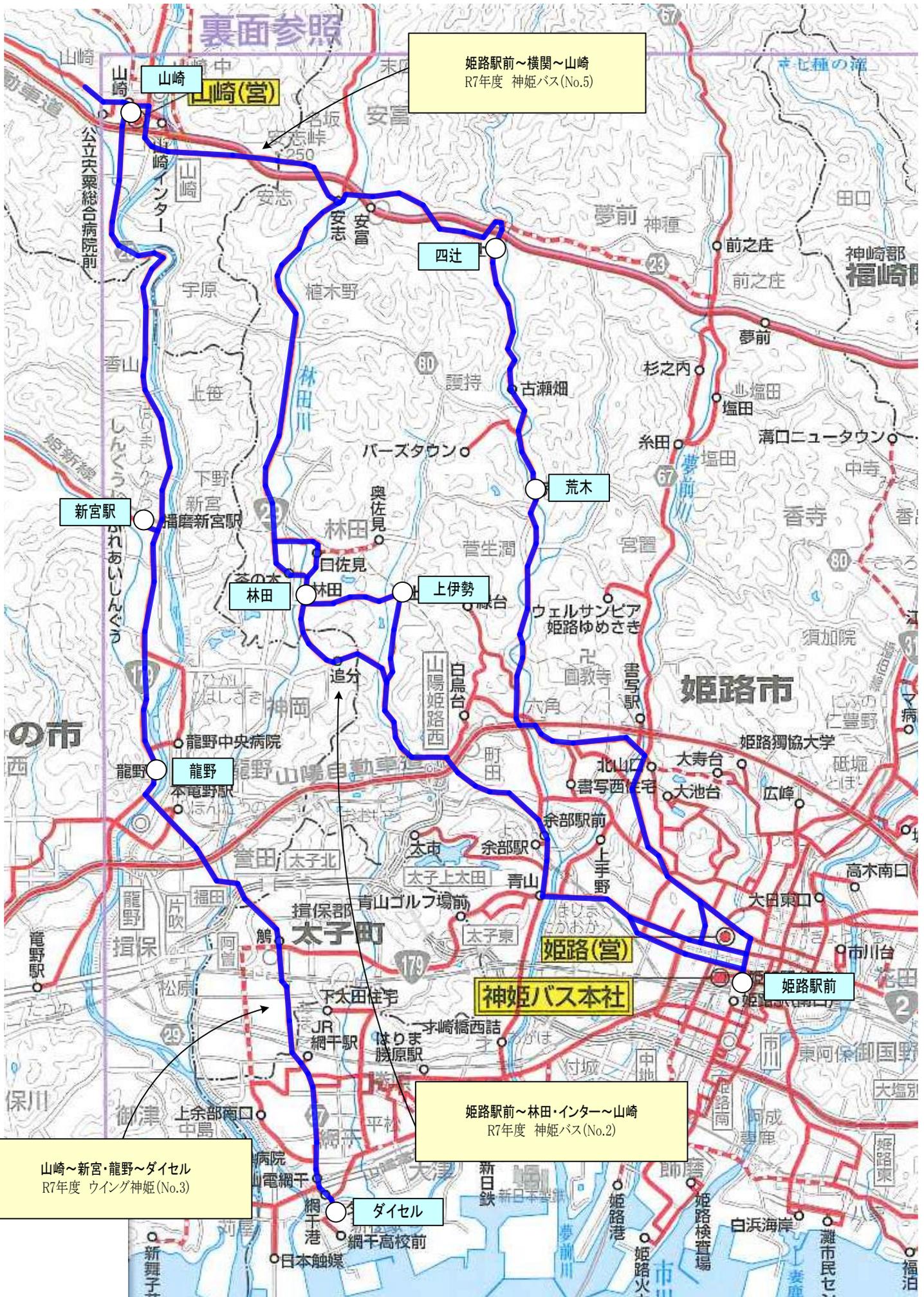
申請番号	金融費用補助対象額(円)	償還期間(月)	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	Eと2.5%のうち低い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
			(自)	(至)				
	$ナ$ の額以内 = $コ$				E	7	$7 \times 1/2 = 4$	
計							千円	

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マ + 7	$ケ + サ$
4,400	2,200

【負担者とその負担割合】

補助ブロック名	申請番号	負担者とその負担割合									
		都道府県		市区町村		その他の者					
		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合				
北近畿	2	293,000	13%	1,907,000	86%						
計											



姫路駅前～横関～山崎
R7年度 神姫バス(No.5)

新宮駅

四辻

荒木

林田

上伊勢

姫路(宮)

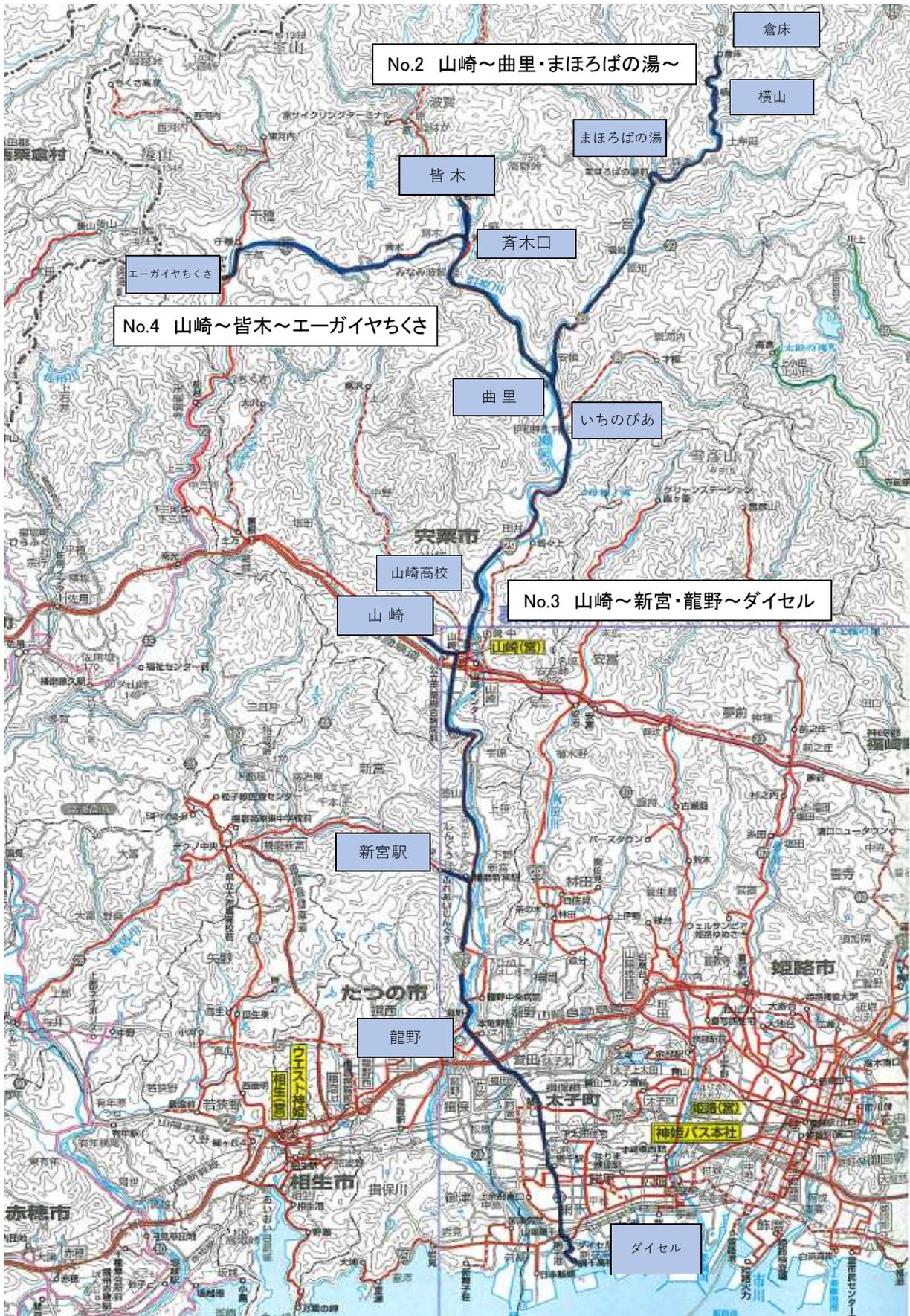
神姫バス本社

姫路駅前

姫路駅前～林田・インター～山崎
R7年度 神姫バス(No.2)

山崎～新宮・龍野～ダイセル
R7年度 ウイング神姫(No.3)

ダイセル



国土交通大臣 殿

氏名又は名称 兵庫県宍粟市地域公共交通会議
住 所 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6
代表者氏名 会長 富 田 健 次

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和6年6月 日

（名称）宍粟市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性	
<p>鉄軌道を有しない本市において、現在、市民の移動手段は自家用車に大きく依存しているが、少子高齢化や人口減少が進む中、今後、交通弱者が増加することが見込まれている。</p> <p>そのような中、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域と市内外の施設を結ぶ地域公共交通網が必要である。市内外を運行する地域公共交通としては、主に大型バスと広域バスの路線である地域間幹線系統と、幹線に接続して市内の拠点を結ぶ小型バス路線の地域支線がある。</p> <p>隣接する市町村間を結ぶ地域間幹線系統の定期路線運行は、通勤通学をはじめとした日常生活における利用や観光において重要な役割を担っており、地域支線は、市内の各地域から市内の交通拠点及び都市拠点である山崎に連結する役目を担う路線として、また元気な高齢者の移動手段として、重要な役割を担っている。</p> <p>いずれの路線も今後も継続的な運行が求められる中で交通事業者や県、市の努力のみでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業による運行の維持、確保が必要となる。</p>	
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果	
（1）事業の目標	
各路線の目標を次のとおりとする。	
（1）市役所前～下宇原 1	1便あたり2人以上の利用者数
（2）山崎～下比地	1便あたり2人以上の利用者数
（3）はりま一宮小学校前～いちのびあ～福知溪谷	1便あたり2人以上の利用者数
（4）皆木～上垣内	1便あたり2人以上の利用者数
（5）総合教育センター～皆木	1便あたり2人以上の利用者数
（6）皆木～皆木	1便あたり2人以上の利用者数
（7）エーガイヤちくさ～内海口	1便あたり2人以上の利用者数
（8）エーガイヤちくさ～別所	1便あたり2人以上の利用者数
（9）エーガイヤちくさ～土井	1便あたり2人以上の利用者数
（10）エーガイヤちくさ～倉谷	1便あたり2人以上の利用者数
（11）エーガイヤちくさ～倉谷口	1便あたり2人以上の利用者数
（2）事業の効果	
<p>①地域住民の通院・買い物等の日常生活を支える移動手段の確保</p> <p>②交通空白地域の解消</p> <p>③通勤・通学手段の確保</p> <p>④定額運賃による利便性の向上</p> <p>⑤市外連絡路線（幹線）との連携によるネットワークの構築</p>	
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体	
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者から直接要望を聞くことや地元自治会長から意見を聴取した結果をもとに、利便性向上のためにダイヤや路線の見直しの実施（市・事業者） ・公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成および、市内全戸配布（市・事業者） ・沿線地域でのバスの乗り方教室の実施（市・事業者） 	
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者	

(1) 運行系統の概要			
路線分類	路線	サービス水準	車両形態
市外連絡路線（幹線）	出発地～山崎待合所	現行の運行本数 毎日定期運行 ※土日ダイヤあり	大型車両
市内完結路線（支線）	出発地～地域の市外連絡路線との接続拠点	1日1～4往復 週2日～週5日定期運行 ※土日運休	小型車両
(2) 運賃 200円			
(3) 運行予定者 株式会社ウイング神姫 支線の詳細は表1のとおり			
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額			
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る11系統について、その運行に係る費用のうち、中央市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。			
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法			
毎月、路線毎の利用者数の集計を行い、評価を実施。利用状況を各自治会長に公表。また、利用者からの聞き取り調査を行い、より利便性の高いダイヤへの見直しを行う。			
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】			
該当なし			
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】			
該当なし			
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】			
該当なし			

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（1）事業の目標
該当なし
（2）事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（1）事業の目標
該当なし
（2）事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和5年6月28日（R5第1回）R6フィーダー計画の協議、地域公共交通計画の策定について
- ・令和5年10月28日（R5第2回）地域公共交通計画の策定について
- ・令和6年1月31日（R5第3回）事業評価の協議、地域公共個通計画の策定について
- ・令和6年3月4日（書面協議）地域公共交通計画の承認
- ・令和6年3月21日（書面）地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について周知
- ・令和6年6月27日（R6第1回）地域公共交通計画及び計画別紙の協議

19. 利用者等の意見の反映状況

会議に住民代表として公募委員のほか、各町連合自治会や老人クラブ連合会、社会福祉協議会より各々1名に参画いただき、利用者等の意見を反映している。
また、地域自治会との調整、利用者の意見聴取やバス乗務員への聞き取りを実施し見直しの参考にしている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133-6

（所 属）宍粟市役所市民生活部
まちづくり推進課

（氏 名）藤多 祐太郎

（電 話）0790-63-3123

（e-mail）machizukuri-ka@city.shiso.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R7年度

R8年度～計画期間最終年度については、R7年度事業から運行内容に変更がないため省略

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)		
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハて該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保
宍粟市	株式会社ウイン グ神姫	(1) 市役所前～山崎～下宇原1	山崎・川戸3	下宇原1	往 13.2km 復 13.2km	253日	1138.5回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統である神姫バス山崎～姫路線の山崎停留所で接続	③
		(2) 山崎～下比地	須賀沢1・金谷自治会館前・国見の森	下比地	往 12.5km 復 12.5km	253日	1012回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統である神姫バス山崎～姫路線の山崎停留所で接続	③
		(3) はりま一宮小学校前～いちのひあ～福知深谷	いちのひあ・中安福・深河谷臨時所前・福知公民館前	福知深谷	往 16.2km 復 16.2km	102日	306回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫横山線の曲里停留所で接続	③
		(4) 皆木～上垣内	総合教育センター・谷公民館前	上垣内	往 7.9km 復 7.9km	102日	306回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線の安賀停留所と接続	③
		(5) 総合教育センター～皆木	はがてらろ(波賀市民協働センター)・水谷公民館前	皆木	往 7.0km 復 7.0km	151日	453回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線の安賀停留所と接続	③
		(6) 皆木～飯見話所北～皆木		皆木	往 3.8km (循環系統)	151日	302回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線の皆木停留所と接続	③
		(7) エーガイヤちくさ～内海口	エーガイヤちくさ	内海口	往 17.0km 復 17.0km	155日	310回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(8) エーガイヤちくさ～別所	エーガイヤちくさ	別所	往 9.9km 復 9.9km	203日	203回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(9) エーガイヤちくさ～土井	エーガイヤちくさ	土井	往 12.2km 復 12.2km	48日	96回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(10) エーガイヤちくさ～倉谷	エーガイヤちくさ	倉谷	往 9.5km 復 9.5km	155日	310回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(11) エーガイヤちくさ～倉谷口	エーガイヤちくさ	倉谷口	往 8.7km 復 8.7km	48日	96回			路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウイング神姫山崎～エーガイヤちくさ線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合は、往又は復のどちらからの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	宍粟市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	34,819
交通不便地域等	34,819

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
21,877	旧山崎町	山村振興法(一部)、 過疎地域の持続的発展の支援に関する 特別措置法
7,213	旧一宮町	山村振興法(一部)、 過疎地域の持続的発展の支援に関する 特別措置法
3,237	旧波賀町	山村振興法、 過疎地域の持続的発展の支援に関する 特別措置法
2,492	旧千種町	山村振興法、 過疎地域の持続的発展の支援に関する 特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
宍粟市地域公共交通計画	令和6年3月	

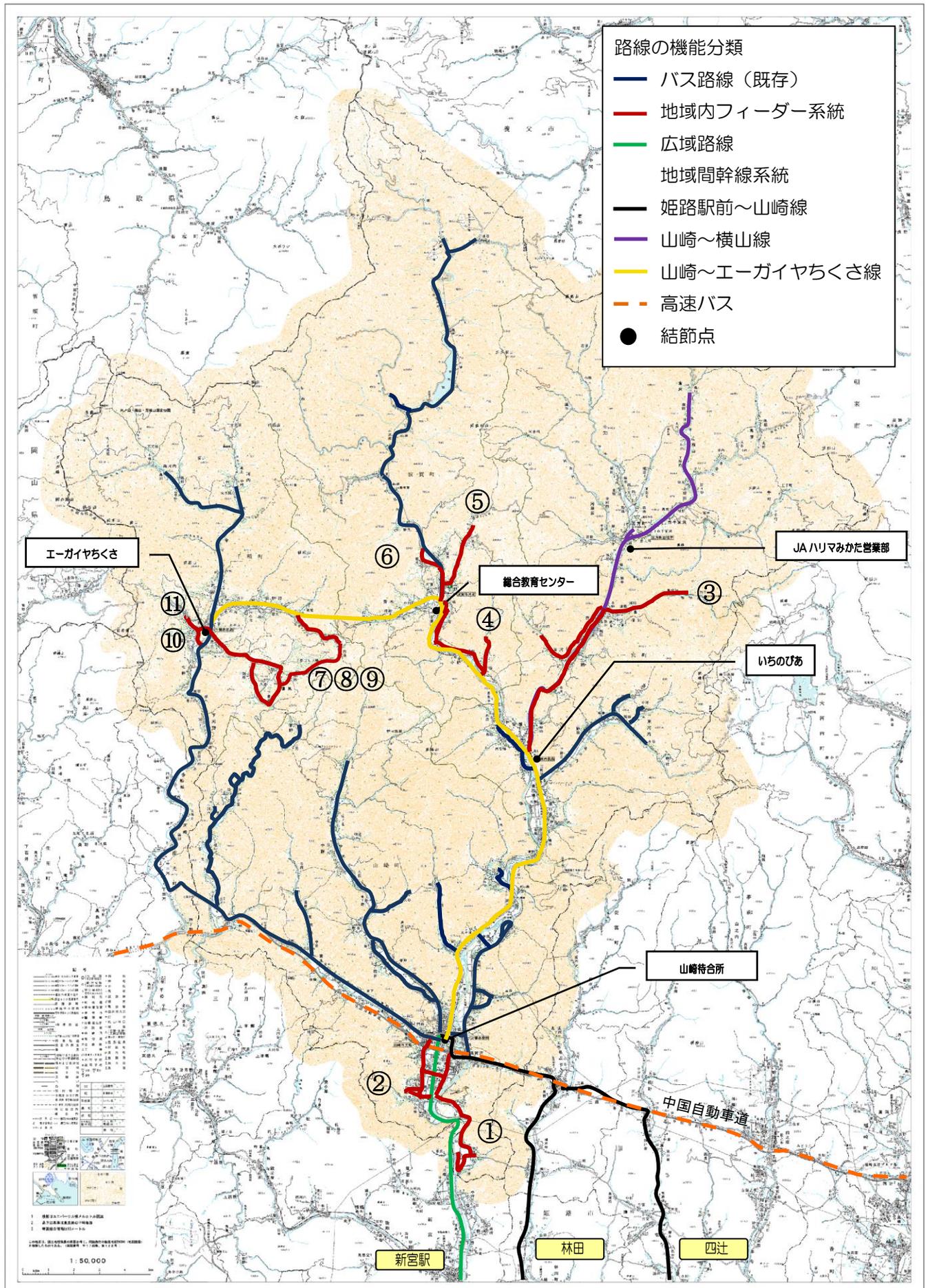
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑩))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

地域内フィーダーシステムの配置イメージ



議事（3）

令和6年度宍粟市地域公共交通会議事業計画（案）について

令和6年3月に策定した宍粟市地域公共交通計画で掲げるめざすまちの将来像の実現及び計画目標の達成のため、計画の基本的方針に沿って実施する主な事業計画案は下表のとおりです。

実施時期	事業	内容
令和6年6月27日	第1回宍粟市地域公共交通会議	地域公共交通確保維持事業について R6事業計画について
令和6年9月頃	バス利用者への要望調査	バス停での利用者への聞き取り調査・自治会長への調査
令和6年10月～12月	バス運行ダイヤ・ルートの見直し検討	要望調査で聞き取った内容等をもとに翌年4月の改正に向けて検討を行う。
令和7年1月末頃	第2回宍粟市地域公共交通会議	R6フィーダー確保維持計画の自己評価
令和7年3月中旬	しーたんバス時刻表の発行・全戸配布	次年度の時刻表を作成し、市内の各家庭に全戸配布
毎月15日前後	小型バス利用者数の定例報告	市の広報紙配布に合わせて自治会長を対象に実施
通年	地域公共交通ネットワークの維持	地域公共交通確保維持改善事業を中心とした運行支援
	バス路線の見直し・地域の移動ニーズに即した移動体系や新モビリティサービスの検討	利用の少ないバス路線の見直しを検討し、併せて代替となる移動手段の検討を行う
	地域公共交通と観光施策との連携の検討	路線バスを利用した観光におけるモデルルートの検討を行う
	貨客混載の取組みの検討	貨客混載事業の拡大に向けて検討を行う
	運転手の担い手確保に向けた検討	不足する運転手の確保に向けた支援を検討する
随時	バスの乗り方教室	地区自治会等を対象に年4回を目標に実施

議事(4)

令和5年度 宍粟市地域公共交通会議会計 決算書

収入予算額	4,006,654円
支出予算額	4,006,610円
差引金額	44円

【収入の部】

(単位:円)

款	項	目	予算額	決算額	増減	説明
1 負担金	1 負担金	1 負担金	4,200,000	2,004,610	△ 2,195,390	市負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	2,032,000	2,002,000	△ 30,000	地域公共交通確保維持改善事業補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	12	12	0	令和4年度預金利子
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	0	32	32	令和5年度預金利子
合計			6,232,012	4,006,654	△ 2,225,358	

【支出の部】

(単位:円)

款	項	目	予算額	決算額	増減	説明
1 運営費	1 会議費	1 会議費	10,000	0	△ 10,000	
		2 事務費	1 事務費	10,000	0	△ 10,000
			2,000	2,610	610	11役務費 収入印紙費用、振込手数料
			4,178,000	4,004,000	△ 174,000	12委託料 宍粟市地域公共交通計画策定支援業務委託料
2 事業費	1 事業費	1 事業費	0	0	0	地域公共交通確保維持事業
3 予備費	1 予備費	1 予備費	2,032,012	0	△ 2,032,012	
合計			6,232,012	4,006,610	△ 2,225,402	

令和5年度宍粟市地域公共交通会議会計監査報告

令和5年度宍粟市地域公共交通会議会計決算について、宍粟市地域公共交通会議規約第5条第5項の規定により、諸帳簿及び領収書等を監査した結果、適正に処理していたことを認めます。

令和6年6月18日

監事 石澤吉正



議事(5)

令和6年度 宍粟市地域公共交通会議会計 予算書(案)

収入予算額	44円
支出予算額	44円
差引金額	0円

【収入の部】

(単位:円)

款	項	目	予算額	説明
1 負担金	1 負担金	1 負担金	0	
2 補助金	1 補助金	1 補助金	0	
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	44	令和4・5年度預金利子
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入	0	
合計			44	

【支出の部】

(単位:円)

款	項	目	予算額	説明	
1 運営費	1 会議費	1 会議費	0		
		2 事務費	1 事務費	0	10需用費
				0	11役員費
				0	12委託料
2 事業費	1 事業費	1 事業費	0		
3 予備費	1 予備費	1 予備費	44		
合計			44		

報告（１） 路線バスの利用実績について

※河原田線、公文線、千町線、黒原線は令和5年3月末に廃止したため、半年間（令和4年10月～令和5年3月）の実績です。

市外連絡路線（大型バス）		平成30年度	
		利用者数	平均乗車密度
起点	終点		
山崎	横山・倉床	84,142	2.7
山崎	皆木	52,881	2.2
	原		3.1
山崎	千種	43,532	1.6
	西河内		1.8
山崎	エーガイヤちくさ	63,222	4.1
合 計		243,777	—

市外連絡路線（大型バス）		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		利用者数	平均乗車密度								
起点	終点										
山崎	横山・倉床	81,420	2.8	63,159	2.1	62,050	2.1	62,116	2.8	67,985	3.2
山崎	皆木	56,319	2.9	44,903	1.9	42,728	1.7	42,391	1.8	44,702	1.7
	原		2.3		1.9		2.0		2.3		
山崎	千種	47,614	1.9	38,397	1.7	37,587	1.6	37,736	1.7	38,316	1.6
	西河内		2.4		1.9		1.8		1.9		
山崎	エーガイヤちくさ	65,346	4.0	58,791	3.3	56,324	3.1	56,096	3.5	55,515	3.7
合 計		250,699	—	205,250	—	198,689	—	198,339	—	206,518	—

市内完結路線（小型バス）		平成29年10月～平成30年9月	
		利用者数	1便あたり
1	戸原線	3,380	1.67
2	城下線	1,644	0.81
3	河東線	2,964	1.46
4	梯河東線	67	0.11
5	与位河東線	445	0.75
6	蔦沢線	7,351	2.91
7	大谷線	559	0.94
8	土万線	5,995	2.96
9	塩田線	631	1.06
10	染河内線	1,991	1.31
11	下三方線	377	0.61
12	河原田線	26	0.04
13	公文線	58	0.09
14	小原溝谷線	15	0.07
15	千町線	63	0.10
16	黒原線	126	0.20
17	谷今市線	177	0.30
18	水谷線	355	0.60
19	飯見線	173	0.28
20	音水線	74	0.24
21	鷹巣線	553	1.86
22	内海線	99	0.16
23	奥西山線	84	0.14
24	七野線	60	0.10
25	循環バス	5,794	1.24
合 計		33,061	1.24

市内完結路線（小型バス）		平成30年10月～令和元年9月		令和元年10月～令和2年9月		令和2年10月～令和3年9月		令和3年10月～令和4年9月		令和4年10月～令和5年9月※	
		利用者数	1便あたり	利用者数	1便あたり	利用者数	1便あたり	利用者数	1便あたり	利用者数	1便あたり
1	戸原線	3,509	1.72	3,423	1.58	3,568	1.54	3,735	1.61	3,689	1.61
2	城下線	1,942	0.95	2,316	1.14	1,900	0.92	1,682	0.82	1,679	0.82
3	河東線	3,826	1.60	2,745	1.80	2,021	1.31	1,724	1.11	1,495	0.98
	梯河東線										
	与位河東線										
4	蔦沢線	8,076	3.17	6,518	2.57	4,063	1.67	3,652	1.49	3,385	1.33
5	大谷線	537	0.87	532	0.86	438	0.71	495	0.80	491	0.80
6	土万線	5,786	2.84	4,261	2.10	4,240	2.06	4,177	2.03	3,733	1.83
7	塩田線	767	1.24	717	1.16	773	1.25	788	1.28	805	1.32
8	染河内川西線	2,361	1.46	2,192	1.44	2,907	2.06	3,504	2.73	1,729	1.36
9	下三方線	497	0.81	482	0.79	350	0.57	389	0.62	302	0.50
10	河原田線	15	0.02	26	0.04	28	0.05	19	0.03	0	0.00
11	公文線	86	0.12	42	0.07	10	0.02	6	0.01	3	0.01
12	千町線	27	0.04	55	0.09	51	0.08	46	0.07	10	0.03
13	黒原線	86	0.14	70	0.11	50	0.08	64	0.10	12	0.04
14	谷今市線	93	0.15	142	0.23	186	0.30	134	0.22	103	0.17
15	水谷線	429	0.55	418	0.46	272	0.30	330	0.35	373	0.41
16	戸倉線（飯見経由）	316	0.51	240	0.39	230	0.38	281	0.45	295	0.48
17	戸倉線（音水経由）	81	0.23	91	0.22	95	0.23	107	0.26	133	0.33
18	鷹巣線	550	0.51	535	0.43	455	0.37	468	0.38	380	0.31
19	奥西山七野線	123	0.12	123	0.15	138	0.17	49	0.06	22	0.03
20	循環バス	6,357	1.64	6,351	1.63	5,401	1.38	6,042	1.56	5,759	1.49
合 計		35,464	1.40	31,279	1.27	27,176	1.10	27,692	1.13	24,398	1.13

	平成30年度
年間利用者数	276,838
前年からの増減	+14,842

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間利用者数	286,163	236,529	225,865	226,031	230,916
前年からの増減	+9,325	-49,634	-10,664	+166	+4,885

三方繁盛つれてってカー利用状況

R5													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計
登録者数	35人	35人	36人	36人	36人	37人	38人	38人	38人	38人	39人	39人	/
三方地区	67人	68人	69人	71人	71人	71人	73人	75人	75人	75人	75人	75人	
繁盛地区	102人	103人	105人	107人	107人	108人	111人	113人	113人	113人	114人	114人	/
計	5人	6人	9人	6人	6人	7人	12人	11人	9人	10人	7人	6人	
実人数	9人	16人	22人	14人	14人	19人	29人	30人	25人	22人	15人	17人	232人
延べ人数	7便	12便	20便	14便	14便	19便	29便	30便	25便	22便	15便	17便	224便
便数	1.3人	1.3人	1.1人	1.0人	1.04人								
1便当たり													
通院	2件	5件	7件	2件	3件	2件	8件	8件	6件	8件	5件	6件	62件
買い物	0件	0件	0件	0件	0件	1件	3件	1件	2件	2件	0件	0件	9件
郵便局	0件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	0件	3件	0件	0件	0件	5件
三方町出張所	0件	1件	0件	1件									
JA三方	0件	0件	0件	1件	0件	2件	3件	2件	2件	0件	0件	2件	12件
まほろばの湯	1件	1件	1件	1件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	6件
ゲストハウス繁盛	0件	1件	2件	2件	1件	1件	1件	2件	1件	1件	1件	0件	15件
乗り継ぎ	2件	1件	1件	1件	1件	1件	1件	2件	0件	0件	0件	0件	10件
合計	5件	8件	11件	7件	7件	10件	17件	15件	14件	11件	7件	8件	120件

R6													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計
登録者数	39人	39人											/
三方地区	75人	75人											
繁盛地区	114人	114人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	/
計	9人	7人											
実人数	25人	20人											45人
延べ人数	25便	20便											45便
便数	1.0人	1.0人											1.0人
1便当たり													
通院	6件	4件											10件
買い物	3件	1件											4件
郵便局	0件	0件											0件
三方町出張所	0件	0件											0件
JA三方	2件	2件											4件
まほろばの湯	0件	0件											0件
ゲストハウス繁盛	2件	3件											5件
乗り継ぎ	1件	1件											2件
合計	14件	11件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	25件